

令和 8 年度白山市空家等管理活用支援法人募集要領

1 目的

この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し、必要事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 指定期間

指定日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(2) 業務内容

支援法人が行う業務は、法第 24 条に規定する業務として、次のとおりとする。

	業務内容
(1)	空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
(2)	委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
(3)	委託に基づく、空家等の所有者等の探索
(4)	空家等の管理又は活用に関する調査研究
(5)	空家等の管理又は活用に関する普及啓発
(6)	その他空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

(3) 指定予定法人数

1 法人

3 応募資格

この募集に申請できる者は、白山市空家等管理活用支援法人指定等事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 2 条に定める法人であり、要綱第 6 条第 2 項に該当しない法人とする。

4 募集期間

令和 8 年 10 月 15 日（木）から令和 8 年 11 月 6 日（金）まで

5 提出書類

この募集に申請する者は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第 1 号）に以下の書類を添えて提出すること。

	提出書類	備考
(1)	定款	
(2)	登記事項証明書	
(3)	役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類	任意様式
(4)	法人の組織及び沿革並びに事務分担を記載した書類	任意様式
(5)	法第 24 条各号に掲げる業務に関する計画書※及び収支予算書	任意様式 ※業務の方法、人員の配置、個人情報 の保護その他業務を適正かつ確 実に遂行するために講じる措置等 を記載したもの
(6)	空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書類	任意様式
(7)	国税及び白山市税の滞納がない旨の証明書又は課税がない旨の証明書	いずれも申請の日前 1 か月以内に発行されたもの
(8)	誓約書	様式第 2 号

6 選考方法

要綱第 2 条及び第 6 条第 2 項並びに下記の審査基準に照らし、提出書類から選考する。

事業計画	・ 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 24 条に規定する業務として適切であるか。
運営体制	・ 常時 4 人以上の人員を配置しているか。
連携実績	・ 過去 3 年以内に白山市と連携して空家等対策に取り組んだ実績を有しているか。 ・ 本市と空家等の対策に関する協定を締結しているか。 ・ 過去 3 年以内に国または地方公共団体と連携して、空き家に関するセミナーや相談会を毎年 1 回以上開催した実績があるか。

7 留意事項

- ・申請にあたっては、法、要綱を参照すること。
- ・提出書類の差し替え及び追加は認めない。ただし、本市が求める場合はこの限りではない。
- ・審査基準や選考方法に関する問い合わせには応じない。
- ・本市から連携・協力の依頼や業務報告の指示などがあった場合は、これに応じること。
- ・支援法人の業務について、一括して他の業者に請け負わせてはならない。
- ・市民等との間で生じたトラブルについては、自ら解決すること。

8 遵守事項

- ・個人情報の適正な管理を行うこと。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法その他関係法令、白山市暴力団排除条例及び白山市空家等管理活用支援法人指定等事務取扱要綱を遵守すること。
- ・毎年度の業務実施状況を報告すること。
- ・従業員を雇用する場合は、労働基準法その他関係法令を遵守し、適正な雇用管理を行うこと。

9 日程

募集開始 令和8年10月15日

募集締切 令和8年11月6日

審査期間 令和8年11月中旬～下旬

指定予定 令和8年12月末

10 申請方法

下記申請先に、提出書類を持参または郵送すること。

【申請先】

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

白山市役所 建設部 建築住宅課 建築指導係